



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 ヤマタネ  
代表者名 代表取締役社長 山崎 元裕  
(コード：9305、東証第1部)  
問合せ先 取締役総務部長 鈴木 康道  
(TEL. 03-3820-1111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 115 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 25 条（社外取締役との責任限定契約）の規定を新設し、現行定款第 25 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款    | 変更案   |
|---------|---|
| (新設)    | <u>(社外取締役との責任限定契約)</u>  |
| 第 25 条  | 第 25 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u> |
| 第 26 条  | 第 26 条  |
| 第 27 条  | 第 27 条  |
| 第 28 条  | 第 28 条  |
| 第 29 条  | 第 29 条  |
| 第 30 条  | 第 30 条  |
| 第 31 条  | 第 31 条  |
| 第 32 条  | 第 32 条  |
| 第 33 条  | 第 33 条  |
| 第 34 条  | 第 34 条  |
| 第 35 条  | 第 35 条  |
| 第 36 条  | 第 36 条  |
| 第 37 条  | 第 37 条  |
| 第 38 条  | 第 38 条  |
| 第 39 条  | 第 39 条  |
| 第 40 条  | 第 40 条  |
| 第 41 条  | 第 41 条  |
| 第 42 条  | 第 42 条  |
| 第 43 条  | 第 43 条  |
| 第 44 条  | 第 44 条  |
| 第 45 条  | 第 45 条  |
| 第 46 条  | 第 46 条  |
| 第 47 条  | 第 47 条  |
| 第 48 条  | 第 48 条  |
| 第 49 条  | 第 49 条  |
| 第 50 条  | 第 50 条  |
| 第 51 条  | 第 51 条  |
| 第 52 条  | 第 52 条  |
| 第 53 条  | 第 53 条  |
| 第 54 条  | 第 54 条  |
| 第 55 条  | 第 55 条  |
| 第 56 条  | 第 56 条  |
| 第 57 条  | 第 57 条  |
| 第 58 条  | 第 58 条  |
| 第 59 条  | 第 59 条  |
| 第 60 条  | 第 60 条  |
| 第 61 条  | 第 61 条  |
| 第 62 条  | 第 62 条  |
| 第 63 条  | 第 63 条  |
| 第 64 条  | 第 64 条  |
| 第 65 条  | 第 65 条  |
| 第 66 条  | 第 66 条  |
| 第 67 条  | 第 67 条  |
| 第 68 条  | 第 68 条  |
| 第 69 条  | 第 69 条  |
| 第 70 条  | 第 70 条  |
| 第 71 条  | 第 71 条  |
| 第 72 条  | 第 72 条  |
| 第 73 条  | 第 73 条  |
| 第 74 条  | 第 74 条  |
| 第 75 条  | 第 75 条  |
| 第 76 条  | 第 76 条  |
| 第 77 条  | 第 77 条  |
| 第 78 条  | 第 78 条  |
| 第 79 条  | 第 79 条  |
| 第 80 条  | 第 80 条  |
| 第 81 条  | 第 81 条  |
| 第 82 条  | 第 82 条  |
| 第 83 条  | 第 83 条  |
| 第 84 条  | 第 84 条  |
| 第 85 条  | 第 85 条  |
| 第 86 条  | 第 86 条  |
| 第 87 条  | 第 87 条  |
| 第 88 条  | 第 88 条  |
| 第 89 条  | 第 89 条  |
| 第 90 条  | 第 90 条  |
| 第 91 条  | 第 91 条  |
| 第 92 条  | 第 92 条  |
| 第 93 条  | 第 93 条  |
| 第 94 条  | 第 94 条  |
| 第 95 条  | 第 95 条  |
| 第 96 条  | 第 96 条  |
| 第 97 条  | 第 97 条  |
| 第 98 条  | 第 98 条  |
| 第 99 条  | 第 99 条  |
| 第 100 条 | 第 100 条   |
| 第 101 条 | 第 101 条   |
| 第 102 条 | 第 102 条   |
| 第 103 条 | 第 103 条   |
| 第 104 条 | 第 104 条   |
| 第 105 条 | 第 105 条   |
| 第 106 条 | 第 106 条   |
| 第 107 条 | 第 107 条   |
| 第 108 条 | 第 108 条   |
| 第 109 条 | 第 109 条   |
| 第 110 条 | 第 110 条   |
| 第 111 条 | 第 111 条   |
| 第 112 条 | 第 112 条   |
| 第 113 条 | 第 113 条   |
| 第 114 条 | 第 114 条   |
| 第 115 条 | 第 115 条   |
| 第 116 条 | 第 116 条   |
| 第 117 条 | 第 117 条   |
| 第 118 条 | 第 118 条   |
| 第 119 条 | 第 119 条   |
| 第 120 条 | 第 120 条   |
| 第 121 条 | 第 121 条   |
| 第 122 条 | 第 122 条   |
| 第 123 条 | 第 123 条   |
| 第 124 条 | 第 124 条   |
| 第 125 条 | 第 125 条   |
| 第 126 条 | 第 126 条   |
| 第 127 条 | 第 127 条   |
| 第 128 条 | 第 128 条   |
| 第 129 条 | 第 129 条   |
| 第 130 条 | 第 130 条   |
| 第 131 条 | 第 131 条   |
| 第 132 条 | 第 132 条   |
| 第 133 条 | 第 133 条   |
| 第 134 条 | 第 134 条   |
| 第 135 条 | 第 135 条   |
| 第 136 条 | 第 136 条   |
| 第 137 条 | 第 137 条   |
| 第 138 条 | 第 138 条   |
| 第 139 条 | 第 139 条   |
| 第 140 条 | 第 140 条   |
| 第 141 条 | 第 141 条   |
| 第 142 条 | 第 142 条   |
| 第 143 条 | 第 143 条   |
| 第 144 条 | 第 144 条   |
| 第 145 条 | 第 145 条   |
| 第 146 条 | 第 146 条   |
| 第 147 条 | 第 147 条   |
| 第 148 条 | 第 148 条   |
| 第 149 条 | 第 149 条   |
| 第 150 条 | 第 150 条   |
| 第 151 条 | 第 151 条   |
| 第 152 条 | 第 152 条   |
| 第 153 条 | 第 153 条   |
| 第 154 条 | 第 154 条   |
| 第 155 条 | 第 155 条   |
| 第 156 条 | 第 156 条   |
| 第 157 条 | 第 157 条   |
| 第 158 条 | 第 158 条   |
| 第 159 条 | 第 159 条   |
| 第 160 条 | 第 160 条   |
| 第 161 条 | 第 161 条   |
| 第 162 条 | 第 162 条   |
| 第 163 条 | 第 163 条   |
| 第 164 条 | 第 164 条   |
| 第 165 条 | 第 165 条   |
| 第 166 条 | 第 166 条   |
| 第 167 条 | 第 167 条   |
| 第 168 条 | 第 168 条   |
| 第 169 条 | 第 169 条   |
| 第 170 条 | 第 170 条   |
| 第 171 条 | 第 171 条   |
| 第 172 条 | 第 172 条   |
| 第 173 条 | 第 173 条   |
| 第 174 条 | 第 174 条   |
| 第 175 条 | 第 175 条   |
| 第 176 条 | 第 176 条   |
| 第 177 条 | 第 177 条   |
| 第 178 条 | 第 178 条   |
| 第 179 条 | 第 179 条   |
| 第 180 条 | 第 180 条   |
| 第 181 条 | 第 181 条   |
| 第 182 条 | 第 182 条   |
| 第 183 条 | 第 183 条   |
| 第 184 条 | 第 184 条   |
| 第 185 条 | 第 185 条   |
| 第 186 条 | 第 186 条   |
| 第 187 条 | 第 187 条   |
| 第 188 条 | 第 188 条   |
| 第 189 条 | 第 189 条   |
| 第 190 条 | 第 190 条   |
| 第 191 条 | 第 191 条   |
| 第 192 条 | 第 192 条   |
| 第 193 条 | 第 193 条   |
| 第 194 条 | 第 194 条   |
| 第 195 条 | 第 195 条   |
| 第 196 条 | 第 196 条   |
| 第 197 条 | 第 197 条   |
| 第 198 条 | 第 198 条   |
| 第 199 条 | 第 199 条   |
| 第 200 条 | 第 200 条   |

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日  
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日

以 上